

議案第95号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第7（第7条の5関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第7（第7条の5関係） 〔表 別紙1 挿入〕
別表第14（第7条の6関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第14（第7条の6関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[別表第7 別紙1]

区分			額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
は非住宅部分	その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第8において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]	[同左]
住宅又一戸建	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
は住宅部分	住宅	その他の建築物	200平方メートル未満	41,300円
			200平方メートル以上	45,900円
その他	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
の建築物又は建築物の部分	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	80,800円	
			300平方メートル以上2,000平	133,200円

方メートル未満	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	225,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	322,200円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	632,300円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未	1,117,700円

			満	
			50,000平方メートル以上	2,053,100円

[備考 同左]

[別表第7 別紙2]

区分			額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又	[略]	[略]	[略]	[略]
は非住宅部分	その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この表において「低炭素化誘導基準」という。）に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第8において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]
住宅又	一戸建	[略]	[略]	[略]
は住宅部分	住宅建築物	その他の建築物	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満 23,900円
		その他の建築物	その他の建築物	200平方メートル以上 41,300円
		その他の建築物	その他の建築物	200平方メートル以上 45,900円
		その他の建築物	その他の建築物	200平方メートル以上 45,900円
その他	[略]	[略]	[略]	[略]
の建築物又は建築物の部分	その他の建築物又は建築物の部分	低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	39,900円 67,300円
		低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	2,000平方メートル以上	120,000円
		低炭素化誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	2,000平方メートル以上	120,000円

		トル以上5,000 平方メートル未 満	
		5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満	180,500円
		10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満	330,000円
		25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満	557,700円
		50,000平方メー トル以上	977,900円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メー トル未満	80,800円
		300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満	133,200円
		2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満	225,300円
		5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満	322,200円
		10,000平方メー	632,300円

				トル以上25,000 平方メートル未 満	
				25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満	1,117,700円
				50,000平方メー トル以上	2,053,100円

[備考 略]

[別表第14 別紙3]

区分			額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
は非住宅部分	その他の建築物又は建築物の部分	法第35条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第16において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]	[同左]
住宅又一戸建	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
は住宅部分	住宅	その他の建築物	200平方メートル未満	39,100円
			200平方メートル以上	43,600円
その他の建築物又は建築物の部分	その他の建築物又は建築物の部分	その他の建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
			300平方メートル未満	78,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	130,900円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	223,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	319,900円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	630,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満	1,115,400円

		50,000平方メートル以上	2,050,800円

[備考 同左]

[別表第14 別紙4]

区分			額		
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計			
非住宅建築物又	[略]	[略]	[略]	[略]	
は非住宅部分	その他の建築物又は建築物の部分	法第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準（以下この表において「消費性能誘導基準」という。）に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第16において「モデル建築物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	
住宅又	一戸建	[略]	[略]	[略]	
は住宅部分	住宅	その他の建築物	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	20,100円
			その他の建築物	200平方メートル以上	21,600円
		その他の建築物	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル未満	39,100円
			消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物	200平方メートル以上	43,600円
その他	[略]	[略]	[略]	[略]	
の建築物又は建築物の部分	建築物又は建築物の部分	消費性能誘導基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分（当該建築物又は建築物の部分の全てについて当該基準により審査を行うものに限る。）	300平方メートル未満	37,600円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	65,000円	
		2,000平方メートル以上5,000	117,700円		

	平方メートル未 満	
	5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満	178,200円
	10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満	327,700円
	25,000平方メー トル以上50,000 平方メートル未 満	555,500円
	50,000平方メー トル以上	975,600円
その他の建築物又は建築物の部分	300平方メー トル未満	78,500円
	300平方メー トル以上2,000平 方メートル未満	130,900円
	2,000平方メー トル以上5,000 平方メートル未 満	223,000円
	5,000平方メー トル以上10,000 平方メートル未 満	319,900円
	10,000平方メー トル以上25,000	630,000円

			平方メートル未 満	
			25,000平方メー トル以上50,000	1,115,400円
			平方メートル未 満	
			50,000平方メー トル以上	2,050,800円

[備考 略]

令和5年2月22日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請又は変更の認定の申請に対する審査に係る手数料等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。